

【 基本方針 】

新型コロナウイルス感染症は世界的な規模で猛威を振るい、各国の感染者は1億1400万人を超え、253万人余の死者（令和3年3月1日現在）を数えている。わが国においては、待望のワクチン接種が段階的に開始されたものの、いまだ収束の見通しが立たない状況にあり国民生活や経済活動への影響が続いている。

日々の生活においては、あらゆる場面で三密（密集、密接、密閉）を避けた行動が求められ、地域における福祉活動も大きな制約を受けている。今後も感染防止に十分留意しながら手探りで取り組まざるを得ない状況が続くことが想定されるなか、地域の関係者が住民同士のつながりや支え合いを絶やさないために安心して活動できるよう、本会としては、感染リスクを可能な限り低減させる方法や事例などについて積極的に情報提供するなどの支援に取り組む。

本会は、今年度から向こう6年間における地域福祉推進の羅針盤として、「第5次地域福祉活動計画」を本年3月に策定する。この活動計画を着実に推進するためには、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）をはじめ様々な関係機関・団体の理解と協力を得ることが肝要であることから、活動計画の内容と本会の具体的な取り組みについて広報・周知を積極的に進める。

また、「地域共生社会」の実現に向けて地域支援・相談支援体制を充実させるために、区・支部事務所を中心とした地区社協等への活動支援や地域包括支援センター等と連携した取り組みを強化する。また、コロナ禍で顕在化した新たな福祉課題や複合的な課題を抱える世帯に対しても、関係機関と緊密に連携した支援を行う。

事業収益性が求められる通所介護などの介護保険事業については、利用者の確保やコスト意識の徹底などに努め、より安定した経営を目指す。

なお、13の指定管理施設のうち11の施設が指定管理期間の最終年度を迎えることから、今後提示される募集内容を十分検討し、条件があえば継続して次期指定管理者に応募することとする。

法人運営にあたっては、引き続きコンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を中心に安定経営を基本とした取り組みを進めるとともに、第5次地域福祉活動計画を着実に推進するため、本会が行う地域福祉推進事業に加え、財源確保や人材育成など経営上の取り組みについて達成すべき目標を明らかにした「中期事業計画（経営計画）」を策定する。

また、平成27年4月の市・区社協の組織一体化から丸6年が経過することから、これまでの実績を振り返り、法人統合の趣旨を生かした効率的な運営に向けて見直しを進める。

I 地域共生社会の実現に向けた地域福祉活動の推進

1 地域における福祉活動支援

(1) 第5次地域福祉活動計画（せんだい^{あい}プラン）の推進

第5次地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）に掲げた目標に沿った事業を、仙台市が策定した「せんだい^{あい}支えあいのまち推進プラン」と連携を図りながら着実に実施することを基本に、活動計画の初年度であることから、関係者をはじめ多くの市民への説明や広報の機会を設けるとともに、活動計画に基づく取り組みについて分かりやすく記載した資料を作るなど、計画内容の周知を図る。

また、活動計画の進捗状況の確認と評価や、関係者からの意見を事業へ反映させるため、新たに「(仮称) 地域福祉活動計画推進委員会」を設置する。

- ▶ 第5次地域福祉活動計画の発行及び配布、周知【重点】
- ▶ (仮称) 地域福祉活動計画推進委員会の設置及び開催【重点】

(2) 地区社会福祉協議会活動への支援

今年度は、コロナ禍において地域活動を自粛せざるを得なかった地区社協などに対して、既に感染症対策を講じながら新しい支えあい活動に取り組んでいる地域の事例を発信（「ふれあう・くふうをし・しりあおう」としてホームページに掲載）するとともに、地域に直接その内容を紹介するなど、小地域福祉ネットワーク活動の再開や継続に向けた支援を行う。

また、このコロナ禍を契機として、メールによる連絡や情報交換、オンライン会議などを検討している地区社協もあることから、ICT（Information and Communication Technology＝情報通信技術）に関する研修やネット環境の整備などを支援するモデル事業の実施に向けた検討を進める。

地区社協での会計事務をサポートするため、会計に関する研修を開催するとともに、関係事務の改善などの検討も行い、また、必要に応じて情報提供や個別に相談や助言を行い、地区社協の基盤強化に取り組む。

さらに、区・支部事務所のコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を中心に、今年度も地区社協などと協働して地域の課題を把握し、その解決に向け共に取り組む「CSW協働推進地区」を引き続き区毎に指定し、重点的な支援を行う。

- ▶ 小地域福祉ネットワーク活動推進事業助成
- ▶ 地区社協等活動助成金
- ▶ CSW協働推進地区への支援【重点】
- ▶ 地域座談会の開催【重点・新規】
- ▶ 新型コロナウイルス等の感染症対策に留意した地域活動支援【新規】
- ▶ 新たな地域のつながりづくり推進事業【重点・新規】
- ▶ 地区社協会計事務等サポート事業【新規】

(3) 地域包括ケアシステムの推進

令和2年度より区・支部事務所が、仙台市の地域包括ケアシステムにおける第1層（区・支部単位）生活支援コーディネーターの機能を担うこととなったが、コロナ禍の影響で当初予定に比べ十分な活動ができなかった。

今年度は、第2層（中学校区単位）生活支援コーディネーターを担っている地域包括支援センターや、区保健福祉センター等行政機関をはじめとする専門の支援機関等との連携、協力を深める。また、区全体を俯瞰しながら、それぞれの地域包括支援センター圏域で共通している課題の把握や分析を行い、圏域をまたいだ取り組みを行っていくとともに、地域住民を主体とした視点に立ちながら、関係機関同士のネットワークづくりを進め、さらなる地域支援・相談支援体制の充実・強化に取り組む。

- ▶ 地域包括ケア推進事業（第1層生活支援コーディネーターの機能に係る事業）【重点】
- ▶ 住民主体による訪問型地域支え合い活動支援及び研修等業務

(4) 担い手の確保及び地域活動支援

町内会や地区社協、NPO・ボランティアなど地域福祉活動の担い手確保に向けて、地域特性を踏まえ若者から高齢者まで各世代が地域活動やボランティア活動に参加しやすい体験プログラムを企画し実施していく。イベントあるいは研修会等の開催は、コロナ禍でも、内容や方法・規模などに工夫をこらして展開していく。

児童・生徒が、ボランティアや福祉への関心を持ち、「共に生きる力を育む」ことを目的とした福祉学習の普及を進めるため、小中高等学校や関係教育行政機関、障害者団体等と連携、協力し、地域の高齢者や障害者等との交流体験などを進めていく。

また、大学との情報交換やボランティア活動支援などを通し、ボランティアのすそ野の拡大と連携を強化するため、令和2年度に引き続いて、在仙大学等と本会との間で「ボランティア活動の連携・協力に関する協約」の締結に努める。

企業の社会貢献・CSR活動については、企業が町内会に会議室を貸し出したり地域のイベントを手伝ったりした事例や、子ども食堂へ食材を提供した事例などを広報紙等で紹介するとともに、『地域の資源とニーズをつなぐマッチングポータルサイト』（本会ホームページに掲載）を活用し、企業が提供できる支援と地域が求めるニーズを登録してもらうことで、本会が両者を結びつけていく取り組みを進める。

子どもの居場所づくりを進めるため、引き続き子ども食堂に取り組む団体に対して助成を行う。また、居場所づくりに取り組む団体同士の情報交換やネットワークの構築を図る場を設けるとともに、事業内容の充実を図るべく検討を行う。

令和2年度から開始した地域課題の解決に率先して取り組む団体の育成支援のための助成制度を継続するとともに、地域福祉推進の主要な担い手の1つと期待

されている市内社会福祉法人との連携については、地域の実情や福祉ニーズ等を踏まえた新たな事業展開について具体の検討を行うなど、厚みのある地域福祉活動の構築を目指す。

- ▶ 地域福祉サポーター講座（大学生、社会人対象）【重点】
- ▶ 大学とのボランティア活動の連携・協働事業（パートナーシップ協約）【拡充】
- ▶ 子どもの居場所づくり支援事業【重点】
- ▶ コミュニティサポート活動グループ育成支援モデル事業【重点】

(5) 復興公営住宅等へのコミュニティ活性化支援

復興公営住宅あるいは近隣地域のコミュニティ活性化は、震災から10年を経過した現在も大きなテーマである。本会としては、「つなぐ・つながるプロジェクト」の一環として、対象地域の町内会（自治会）や地区社協の役員、民生委員児童委員等に、地域の活動者や支援者を加えた情報交換会を市あるいは区毎に開催し、先進的な取り組み事例の共有や参加者同士の意見交換を通してその支援に努める。

また、復興公営住宅等の被災者に対しては、引き続きその状況に応じて寄り添いながら必要な相談や訪問活動を行う。

- ▶ 地域のコミュニティ活性化のための「つなぐ・つながるプロジェクト」【重点】
- ▶ 地域支えあいセンター事業
- ▶ 安心の福祉のまちづくり助成金

(6) 地区社協活動等の周知支援

広報紙「社協だよりせんだい」について、地区社協をはじめとする社協活動がより市民に理解されるよう、内容や紙面構成など一層の工夫に努める。併せて、本会ホームページにも「地区社協活動シート」「サロン開催場所」「地区社協だより」など関連情報をわかりやすく掲載し、その「見える化」の取り組みを進める。

また、地区社協が独自に行う広報活動に対しては、編集や情報提供などの支援を行い、その活動等について住民や関係者への幅広い周知に努める。

なお、今後の広報や周知にあたって、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や動画の活用等についても検討を行う。

- ▶ 広報紙「社協だよりせんだい」の発行
- ▶ SNSや動画による情報発信の強化【重点】

2 多様化・複雑化する地域課題に対する相談体制の強化

(1) 多機関協働による包括的支援体制構築事業

区・支部事務所にはこれまで相談支援包括化推進員としてのCSWを配置し、

様々な支援機関等と連携しながら複合的、複雑化したニーズに対応した相談支援をコーディネートするなどの機能を強化してきている。今後さらに、個別支援を中心に相談対応の充実を図るとともに、地域包括支援センターなど他の支援機関との連携、地域の身近な相談役である民生委員児童委員、小地域福祉ネットワーク活動に取り組む地区社協などとの情報共有により地域の支援ニーズの把握と支援に取り組む。

また、支援機関が抱える個別の課題解決のための支援調整を行うとともに、事例検討や情報交換を通じた連携のあり方などについて支援機関同士が意見交換できる場を設け、高齢、障害、児童等に限らず幅広い関係者間のネットワーク強化を図り、更なる連携、協働した支援体制の構築とその充実をめぐる。

- ▶ 多機関協働による包括的支援体制構築事業【重点・拡充】
- ▶ 「(仮称) コミュニティソーシャルワーク推進会議」の開催等

(2) 生活困窮者の自立に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い減収や失業により生活に困窮する世帯が増加する中においては、地域からの情報提供や区・支部事務所等での貸付相談や食糧支援、あるいはCSWの日々の実践活動を通して生活困窮者の把握に努め、必要に応じて自立支援事業や家計相談支援事業あるいは生活保護等のセーフティネットへ適切につなげるなど当事者の自立に向けた支援に取り組む。

また、当事者が生活する地域においても孤立することがないように民生委員児童委員など地域の支援者を加えた関係者とのネットワークづくりに努める。

仙台市の「生活自立・仕事相談支援センター」の受託団体であるパーソナルサポートセンターへの本会職員の派遣を継続し、重層的な相談支援体制の充実を図り支援活動の円滑な推進に努める。

- ▶ 生活困窮者自立支援事業推進事業【重点・拡充】
- ▶ みやぎ生協フードバンク事業との覚書に基づく食糧支援の実施
- ▶ 「(仮称) コミュニティソーシャルワーク推進会議」の開催等【再掲】

(3) 判断能力が十分でない方への支援

日常生活自立支援事業について、適切なサービス提供、安定的・継続的な実施等に向けて、令和2年度における生活支援員の募集要件の見直しに続き、利用者の意思決定支援を重視した支援、支援関係者との役割分担、利用料金体系のあり方等の課題についても今後さらに検討を深め、順次事業に反映させる。

成年後見関係事業については、仙台市が策定した「せんだい支えあいのまち推進プラン」に成年後見制度利用促進基本計画が盛り込まれたことを受け、同計画と整合性を図りながら、関係者で構成する「サポート推進協議会」での2か年にわたる論議も踏まえ、成年後見制度の利用促進と普及啓発に努める。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和2年度の開催を見合わせた市民後見人の養成研修を開催する。

- ▶ 日常生活自立支援事業の実施
- ▶ 成年後見制度の利用促進、普及啓発【重点】
- ▶ 第3期市民後見人養成研修の開催【重点】

II 指定管理施設における確実な事業推進

(1) 施設の適切な運営管理

指定管理施設の運営では、引き続き良質な福祉・介護サービスを提供して利用者満足度を高めるとともに、市の新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドラインに沿って新型コロナウイルス感染防止対策をより一層徹底し、利用者をはじめ関係者、職員の安全・安心に十分留意した施設運営に取り組む。

- ▶ 複合施設における併設事業所の連携・協力体制の強化（併設4事業所会議の開催）
- ▶ 障害者支援施設における合同研修の実施（研修委員会、交換研修、従事者研修）
- ▶ 三密を避ける、マスク着用、常時換気、消毒の4つのポイントと、検温、体調確認などの感染防止対策を徹底する。

(2) 通所介護事業の収益確保

本会のデイサービスセンターは、老人福祉センターとの複合施設であることから、「通所介護事業」に加え、一体的な管理運営の強みを活かして「生活支援通所型サービス」を導入し収益確保に取り組んでいる。利用者増を図り、効率的な運営改善に引き続き取り組む。また、併設する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携を強化し、職員挙げて収益確保に努める。

- ▶ 通所介護事業の収益確保（利用者増、効率的な運営、併設施設の連携）【重点】

(3) 指定管理施設の更新への対応

各指定管理施設においては、今年度をもって13の指定管理施設のうち、指定管理期間が満了となる11施設について、今後提示される募集条件に合えば引き続き次期指定管理者の選定に応募する。

- ▶ 老人福祉センター3か所、デイサービスセンター3か所、社会福祉センター2か所、障害者支援施設3か所にかかる指定管理者への応募【重点】

(4) 福祉プラザ、社会福祉センター

福祉プラザや社会福祉センターは、市民や福祉団体の活動拠点として、貸室や福祉に関する情報の提供や各種講座等の開催を通じ、福祉活動の支援や市民の福祉意識の向上を図っていく。

- ▶ 福祉施設製品合同販売会の開催【手づくり市】（福祉プラザ）【重点】
- ▶ 認知症カフェ【ふれあいカフェ】の開催（福祉プラザ）【重点】

Ⅲ 組織体制の強化と経営基盤の確立等に向けた取り組みの推進

(1) 組織体制の強化

先に述べたとおり、今年度から第5次活動計画に基づく取り組みがスタートする。この活動計画に掲げた目標を着実に推進するため、本会が行う地域福祉推進事業に加え、財源確保や人材育成など経営上の取り組みについて今後達成すべき目標を明らかにした「中期事業計画（経営計画）」を策定する。

人材育成に関しては、適正な人事業績評価を徹底するとともに、必要な研修機会の確保に努める。また、業務を円滑に遂行するためICT（情報通信技術）を積極的に活用したオンライン会議の導入やクラウドサーバーによる部署間の情報共有の迅速化・効率化を図るとともに、今般の働き方改革の趣旨を踏まえた業務の効率化をさらに進める。

なお、今年度は、本会創立（任意団体として昭和26年発足）から70年を迎えることから、これまでの歩みを概観した記録誌を作成する。

- ▶ 中期事業計画（経営計画）の策定【新規・重点】
- ▶ ICT機器の導入等による業務効率化の推進【重点】
- ▶ 創立70周年記録誌の作成【重点】

(2) 経営基盤の強化

地域共生社会の実現に向けて、今後本会が担うべき役割は増大していくことが想定されるなかで、その期待に適切に応えていける組織・人材等の経営基盤を強化していくため、財源の確保・人材の育成などについて仙台市をはじめ関係機関と認識の共有に努める必要がある。

また、コロナ禍の影響もあり減少した会費収入や寄附金について、社協活動に対する理解を深め、より協力を得られるような広報活動の充実と積極的な働きかけが不可欠であり、組織を挙げて取り組む。

市と区・支部の社協が組織一体化してから丸6年が経過したが、合併の原点に立ち返って、一つの法人としての効率的な運営のあり方について昨年度から関係者間で検討を開始した。今年度中には一定の方向性を見出すように努める。

- ▶ 会員加入の促進（広報活動の強化）【重点】
- ▶ 会員会費等のあり方の検討【重点】
- ▶ 今後の法人運営に係る課題検討と方向性の統一【重点】